

地方税における税負担軽減措置等の透明化 説明資料

自治税務局企画課
平成27年4月10日（金）

地方税における税負担軽減措置等の透明化について

目的

税負担軽減措置等について、その適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進する。

対象とする税負担軽減措置等

- (1) 地方税法に規定する特定の行政目的の実現のために設けられた税負担軽減措置等の状況
- (2) 国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税の税負担軽減措置等の状況

適用実態の把握等

上記(1)については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記(2)については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計する。

報告書の作成と国会への提出等

- (1) 総務大臣は、毎会計年度、把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 総務大臣は、適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(参考) 平成23年度分（第1回）の報告書は平成25年3月5日、平成24年度分（第2回）の報告書は平成26年2月7日、平成25年度分（第3回）の報告書は平成27年2月17日にそれぞれ国会提出。

参照条文

○地方税法（抄）

第七章 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

（用語の意義）

第七百五十七条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 税負担軽減措置等 道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、この法律の規定（地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。
- 二 租税特別措置 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号 に規定する租税特別措置をいう。
- 三 ～ 五 略

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）

第七百五十八条 総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければならない。

- 一 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額
 - 二 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額
 - 三 略
- 2 略